

厚生文教委員会会議録

平成20年9月25日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 14:15

○ 委員長

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。「議案第81号 財産の取得(鹿毛馬神籠石)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 文化財保護課長

議案第81号「財産の取得」について補足説明させていただきます。議案書の16ページをお願いいたします。「財産の取得」でございますが、国指定史跡「鹿毛馬神籠石」保存整備及び公園化事業用地として、次の土地を取得するために、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、本案を提出するものでございます。所在地は飯塚市鹿毛馬字古賀下956番外5筆。地目は、山林外となっております。取得面積は54,046平方メートルとなっております。取得価格は、1億2,608万5,400円でございます。契約の相手方につきましては、安藤富生外3名となっております。取得する財産の明細につきましては、17ページをお願いいたします。金額には、立木分も含んでおりますが、土地の買い上げ単価は、不動産鑑定評価を参考に、山林1㎡あたり2,100円となっております。本年度は、54,046㎡の買い上げをしようとするものでございまして、事業費は、下の欄でございますが、1億2,608万5,400円で、この内、80%が国庫補助金で、約1億86万8,000円となっており、又、120万円が、県費補助金となっております。一般財源の持ち出しにつきましては、2,401万7,400円(本年度事業費の約19パーセント)となっております。あわせて、この鹿毛馬神籠石買い上げ事業につきまして簡単にご説明をさせていただきます。鹿毛馬神籠石は昭和20年2月に約34,302平方メートルが国の指定史跡に指定され、平成14年3月には追加指定を受けまして、総面積358,238平方メートルとなっております。本事業につきましては、平成14年度から平成21年度までの8ヶ年計画で、国の認可を受けた補助事業でありまして、本年度は、7年目にあたります。昨年までで、買い上げ予定面積の約60パーセントが買い上げ終了し、本年で約80パーセントが終了する予定でございます。今後の事業計画であります。国・県と協議の結果、事業期間を1年延長し、平成22年度までの2ヶ年で、残り58,948㎡を買い上げる予定でございます。なお、利活用につきましては、これまで、旧潁田町で検討されてきた基本計画や基本構想を見直して、本年度内に、庁内関係各課からなる「鹿毛馬神籠石保存整備検討会」を立ち上げまして、整備方針や利活用について、新たな計画を検討していきたいと考えております。以上で、議案81号の補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 楡井委員

何点か質問させていただきます。一点目は取得の必要性、それから取得単価というか金額が1㎡あたり2100円から2340円まで同じ山林でも異なっている状況があります。その理由についてをお聞かせください。それから取得地の周辺の単価との比較がもしわかれば教えていただければと思います。以上三点お願いします。

○ 文化財保護課長

第一点目ですが、その前にこの鹿毛馬神籠石の文化財的価値について簡単にご説明いたします。神籠石は、現在のところ、北部九州及び瀬戸内海沿岸に16ヶ所が確認されております。明治時代から、列石に囲まれていることから、神が籠る霊地、馬を放牧する牧場、防御のため

の山城説があり論争が繰り返されてきました。しかし、近年の発掘調査や分布状況から、7世紀頃に大陸や朝鮮半島から、侵攻する外敵を防ぐための山城と考えられています。

鹿毛馬神籠石は、遠賀川流域、筑豊地方では唯一の神籠石であり、さらに、他の神籠石に比べて低丘陵に立地し、古代からの地形や列石が非常によく保存されています。そのため、わが国の古代の歴史を明らかにする上で、学術的に価値が高く、文化財として重要であるため、昭和20年に国の史跡に指定されています。この事業を行うことでこの史跡が保護され、将来活用されるということになりますが、旧穎田町では、佐賀県吉野ヶ里遺跡の発見を契機として、全国的に実施されていた史跡を整備して町を活性化するという方策を参考にして、町内唯一の国指定史跡である鹿毛馬神籠石を核として、町あげでの歴史遺産を生かしたまちづくり事業が企画されました。一方、周辺地区では土取り工事が進行し、従来の国指定区域が列石を中軸に左右9メートルの範囲であったため、土取り工事が、列石の近くまで進行し、史跡そのものの価値が著しく損なわれる危険性が高まってきました。そういうことを受けまして旧穎田町では、平成11年に国・県と協議し、整備基本計画を作成し、地元説明会を実施し、了解を得て、平成13年に整備基本構想を作成して、平成13年度に史跡地の拡大を国に申請し、平成14年に丘陵全体に史跡指定地が拡大されました。この事業をやることによりまして史跡の保護、文化財の拠点としてのこの遺跡が保護されるというわけでございます。

二点目でございますが、土地の価格が2100円ということでございますが、これは質問者が言われていました2340円といわれていたんですが、これは一律2100円です、これは旧穎田町当時、平成14年9月に業者に依頼した鑑定評価に基づいて、評価額を上限として、地元の鹿毛馬区と協議し了承された単価で積算しています。鹿毛馬神籠石の史跡指定地買収は平成14年から平成21年度に及ぶ計画であるため、年度ごとに価格の変動があると地権者の間に不公平が生ずるため、同一事業として同一単価で進めております。

新市になってからは、毎年、飯塚市財産審議会に諮問し、答申を得た価格で買収交渉を進めております。業者が鑑定しました当時のやり方といたしましては、近隣地域内に標準土地を想定し、類似する取引事例から比準して求めました、取引事例比較法（比準価格）により当該土地の標準価格を求めております。この場合の近隣地域内に標準土地は旧穎田町佐与2ヶ所、旧飯塚市大日寺の3ヶ所の土地と比較検討して算定されています。このときの鑑定評価額は1㎡当たり2200円ということになっています。

○ 楡井委員

一律2100円というふうに言われたんですね、ところが面積と単価を計算するとそうならないんですよ。

○ 文化財保護課長

これにつきましては、金額を面積で割りますと2100円か2300円になりますが、これには立木の補償費が含まれていて、この取得金額につきましては中には土地の価格に立木の費用が入っていますので単純に割り切ることが出来ないわけでございます。

○ 楡井委員

それから、山林と原野にもばらつきが、素人眼に見れば山林よりも原野のほうが価値が低いんじゃないかという感じがするんですが、その点はどういう考え方なんですか。

○ 文化財保護課長

これにつきましては鑑定評価書によりますと、山林と原野については同一の評価が出ています。それを参考にいたしまして積算をいたしています。

○ 楡井委員

裏のページの地図を見て説明をしてほしいんですが、今度取得する地域は非常に飛び地にもなっていますし、それから一番面積の多いところが比較的いびつな形になっていますよね、こういう形であと22年までに追加が5万8千くらい買うというようなことがあるんですが、残

りの追加で買うところの場所との関係で見てですね、今回のいびつな形との整合性といいますか、そういう点を説明してください。

○ 文化財保護課長

鹿毛馬神籠石の買収事業につきましては平成14年度からはじめていますが、西側のほうから順次買収を進めています。本年度につきましてはこういう形になっていますのは地元的地権者の方のご事情がございまして仮契約のほうで成立した土地につきましてはこういういびつな形になってるわけでございます。

○ 楡井委員

今のお話では地権者の土地を売る条件というようなこともあわせてこういう形になってるといようなことですが、そうすると必ずしもこの公園事業に必要なでない土地も入っているというふうに見てもいいんですか。

○ 文化財保護課長

不必要な土地は入ってございません。当初は買収計画につきましては、地元の説明いたしました範囲ですね35万㎡ですが、その中の土地を計画的に買収しておりますので、不必要な土地は入っておりません。

○ 楡井委員

そうすると残りの5万8千位ですか、それは土取り工事で史跡が破壊される可能性があるというようにも含めての取得ということになるわけですね。

○ 文化財保護課長

買収対象の面積は列石の近くだけではございません、列石をふくみました丘陵の裾の辺りまで含んでいまして神籠石の全体の景観が残せるような範囲になっています。国指定の史跡ですので国と協議をしています範囲でございます、指定範囲につきまして補助を受けて買っているというわけでございます。

○ 楡井委員

そうするとずっと石が並んでいますよね、この周辺はほとんど購入するということになりますかね。

○ 文化財保護課長

そのとおりです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第81号 財産の取得(鹿毛馬神籠石)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第18号 平成19年度 飯塚市立頼田病院事業 会計決算の認定」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

「認定18号 平成19年度飯塚市立頼田病院事業会計決算」につきまして補足説明をいたします。決算書1ページをお願いします。「(1) 収益的収入及び支出」のうち、収入からご説明いたします。第1款病院事業収益 第1項医業収益につきましては、その内容の主なものは入院収益、外来収益であり、予算額621,352千円に対し、決算額約604,453千円となっており約16,899千円の減となっております。これは、予算においては、入院患者

19,370人、外来患者33,450人を見込んでおりましたが、結果的には入院患者約18,500人、約870人の減、外来患者約32,300人、約1,150人の減となったことによるものです。

第2項医業外収益につきましては、その内容の主なものは一般会計からの補助金やイヤホン代、オムツ代であり、予算額488,149千円に対し、決算額約488,988千円となっており約839千円の増となっております。なお、医業外収益においては、潁田病院事業の閉鎖に伴い、一般会計からの補助金420,000千円を受け入れております。

第3項特別利益につきましては、予算額1千円に対し、決算額約33,253千円となっており約33,252千円の増となっております。これは、棚卸し及び固定資産台帳整備をおこなった際に発生した過年度にかかる修正益によるものです。

このようなことから、第1款病院事業収益につきましては、予算額1,109,502千円に対し、決算額約1,126,695千円となり、約17,193千円の増となっております。

続きまして支出についてご説明させていただきます。第1款病院事業費用—第1項医業費用につきましては、その内容の主なものは職員40名、臨時職員23名・非常勤医師の給与費、薬品や診療材料の材料費、病院の運営にかかる委託料や光熱水費、通信運搬費の経費であり予算額846,006千円に対し、決算額約837,258千円となっており約8,748千円の減となっております。

第2項医業外費用につきましては、その内容の主なものは病院の運営にかかる一時借入金の支払利息であり、予算額3,046千円に対し、決算額約2,505千円となっており約541千円の減となっております。

第3項特別損失につきましては、予算額1千円に対し、決算額約19,684千円となっており約19,683千円の増となっております。これは、繰延勘定資産及び窓口未収金の不能欠損の処分による過年度損益修正損の増によるものです。

このようなことから、第1款病院事業支出につきましては予算額849,053千円に対し、決算額約859,446千円となっており約10,393千円の増となっております。

3ページをお願いします。19年度の損益につきましては、これまでご説明しましたようなことから、下から3行目の当年度純利益は267,250,492円となり、前年度繰越欠損金が424,406,881円であったことから、当年度未処理欠損金157,156,389円となっております。

以下4ページから7ページまで剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表を、8ページからは決算付属書といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書を添付いたしております。なお、潁田病院につきましては、本年4月1日に医療法人博愛会に委譲いたしております。以上で簡単ではありますが決算書の概要説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思っております。資料要求はありませんか。

○ 楡井委員

患者数の入院と外来とこれの一覧表といいますか、これを月別にお願ひしたいと思っております。

○ 委員長

執行部におたずねします。ただいま楡井委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ 健康増進課長

提出いたします。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま楡井委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。なお、資料については準備が出来しだい、事務局より各委員へ配付させます。他に資料要求はありませんか。

(他に資料要求なし)

おはかりいたします。本案は慎重をきして閉会中に審査するというので、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「認定第19号 平成19年度 飯塚市立病院事業会計 決算の認定」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

「認定19号 平成19年度飯塚市立病院事業会計決算」につきまして簡単に補足説明をいたします。決算書1ページをお願いします。飯塚市立病院につきましては、平成20年1月16日に独立行政法人労働者健康福祉機構と売買契約書を締結し、建物、器具・備品等を取引いたしました。取得金額につきましては、①建物－239,741,250円②器具・備品－46,149,047円③車両－1円④電話加入権－249,900円、合計286,140,198円となっております。

それでは、「(1) 収益的収入及び支出」のうち、収入からご説明いたします。第1款資本的収入第1項企業債につきましては、市立病院の取得費用のうち、病院事業債分で、予算額225,000千円に対し、決算額214,600千円となっており10,400千円の減となっております。

第2項出資金につきましては、市立病院の取得費用のうち、飯塚市の一般会計から繰り入れた分で、予算額75,000千円に対し、決算額約71,540千円となっており約3,460千円の減となっております。このようなことから、第1款資本的収入につきましては、予算額300,000千円に対し、決算額約286,140千円となり約13,860千円の減となっております。

支出についてご説明させていただきます。第1款資本的支出、第1項建設改良費につきましては、市立病院取得費用で予算額300,000千円に対し、決算額約286,140千円となっており約13,860千円の減となっております。

以下2ページに貸借対照表を、3ページからは決算付属書といたしまして、事業報告書、固定資産明細書を添付いたしております。以上で簡単ではありますが決算書の概要説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、資料要求があればお受けいたしたいと思いますが、資料要求はありませんか。

○ 楡井委員

お医者さんの確保がなかなか来ていないということで一般質問でも取り上げられていました。これで医師確保のための努力の内容がわかるもの、例えば会議の内容とかですね、努力のための働きかけとかですね、そういうのを出していただければと思います、これは当然文章ということになると思います。それから数字上の問題で言えば職員の現状ということで、医師数ですねこれは昨日の一般質問でも取り上げられていました、これはわかるとしてもあと看護師の方たちの人数ですね、これは正規と臨時職員またはパート職員、こういう中身を分けてお願いしたいと思います、当然そのほかの職種もあると思いますのでお願いします。

○ 委員長

執行部におたずねします。ただいま楡井委員から要求がっております資料は提出できます

か。

○ 健康増進課長

あの、これは18年度になるんでしょうか、19年度でしょうか。(19年度決算のという声あり) 19年度ということになると労災病院のことになりますので・・・

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:30

再開 10:33

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

大変失礼しました、19年度の決算ですから、私が要求した資料は見間違いということになりますので、また別の機会に検討させていただきます。とりあえず資料要求はないということで、すいません。

○ 委員長

他に資料要求はないということですので、本案は慎重をきして閉会中に審査するというので、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。はじめに「工事請負契約の報告について」の報告を求めます。

○ 契約課長補佐

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております工事請負契約報告書により報告いたします。今回報告をいたします工事は、颯田保育所新築工事でございますが、本件につきましては、本年7月より実施いたしております条件付き一般競争入札の対象工事として入札を執行いたしております。その執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準により、建築一式工事のI等級に格付けされている者等の入札参加要件を決定いただき、7月25日に入札公告を行い、8月19日に入札を執行いたしました。その結果でございますが、16者から入札参加申請があり、入札の結果、予定価格139,222,650円に対し、落札額118,339,200円、落札率84.99%で株式会社瑞建工務店が落札いたしております。以上簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

こういうこと専門ではありませんから聞かせていただきますがね、最低制限価格という金額を決めるのはどういう形で決めるのかなど、その最低制限価格で落札されてますのでどういうことかなというふうに思います。通常私たち80%くらいが最低制限価格じゃなかったかなというふうに思います。今一つは最低制限価格で落札されていますけど、これは1社だけがこの金額だったのかどうかという事をお願いします。もし数社あれば瑞建工務店が落札した理由についてお聞かせ願いたい。

○ 契約課長補佐

最低制限価格の件ですが、これにつきましては本市の契約規則の中で1千万円以上の工事及び就労事業について最低制限価格を設定するという基準を設けています。そのためにこれは最

低制限価格を設定したものでございます。それからこの決定方法ですが、これにつきましては中央公契連といって国のモデルでございますが、このモデルによる算式がありまして、この算式に基づきまして算定した結果の数字でございます。それから最低制限価格での申込者ということですが、今回16社のうちの6社がこの最低制限価格で応札をいたしております。その中でくじ引きに基づきましてこの瑞建工務店が落札してということでございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公立保育所運営検討委員会答申について」報告を求めます。

○ 保育課長

平成20年9月22日に公立保育所運営検討委員会で答申書を取りまとめ、委員長から市長へ答申がなされております。それでは、報告が少し長くなりますが配布させていただいております。答申書「飯塚市公立保育所のあり方について」の説明をさせていただきます。

答申書の1ページをお願いします。I.答申にあたって—今後の公立保育所の運営にあたっては、国・県・他市などにおける幼稚園及び認定こども園などの状況も見据えながら毎年検討を続けていく必要があることから、「平成20年度公立保育所の課題解決のための具体的な方策」に関する諮問が平成20年7月3日に行われました。これを受けて、本委員会では新たな統計・行政資料についての分析と保育所の現状把握に鋭意努めた上で、「公立保育所の役割」と「民営化等の民間活力導入」について審議を行い、この答申がなされております。公立保育所の役割では、平成19年10月の答申では、今後求められる保育所の役割(特色)を7項目に整理しました。今年度においても、この7項目の視点を踏まえ、「保育サービスの質と量の向上」についてさらに検討が行われております。①子育てに悩む親の育児相談②児童虐待防止のための相談と関係機関との連携強化③障がいや、アレルギー等も含めた配慮が必要な児童への対応と充実した療育相談④人権教育やいのちの教育を推進する窓口としての機能⑤高齢者との交流や保育所施設の地域開放による、開かれた施設⑥職業選択教育の一環として、中・高校生の体験学習やインターンシップの受け入れ⑦保育実習の積極的受け入れによる保育士養成の援助。

今年度の検討においては、2ページから9ページにかけて記載しております平成19年度に提案した保育所の今後の対応(12項目)について、平成20年6月末までの実施及び進捗状況の報告を受け、その内容に関する評価・検討が行われました。進捗状況については、一定の成果があがっている項目もありましたが、さらなる充実を図る必要があると考えます。項目ごとの進捗状況に対する本委員会の意見要望は以下の⑤に記載しているとおりです。「今後の対応(提案)」を踏まえて今後も引き続き取り組みを進めていただくよう要望がっております。12項目の内容につきましては、省略させていただきます。

9ページをお願いします。民営化等の民間活力の導入について①行政サービスへの民間活力導入。保育所における保育は、国の定める保育指針に沿って実施されるものであるため、公立・私立とも保育の目的や内容は同じです。厳しい財政事情の中、効率的・効果的に行政サービスを行うため「民間でできることは民間へ移行する」という民間活力導入の方針は、国及び市の基本方針となっています。公立保育所のあり方を検討する上でもこの基本方針を踏まえることが必要です。②保育サービス水準を維持できる職員配置。昨年答申書にも示しておりましたように、公立保育所のサービス水準を維持するためには臨時職員の比率が正規職員を上回ることは避けなければなりません。10ページをお願いします。本市では、合併後2年連続で定年退職以外にも多くの保育士が退職され、保育士の正規職員・臨時職員のバランスを維持することが困難な状況になっています。このような本市特有の状況を改善する必要があります。平成20年7月時点で正職員104名、臨時職員112名 登録21名となって、臨時職員の数が正

職員を上回っています。③地域の子育て支援全般の充実。公立保育所の民営化により生み出される財源は、在宅保育家庭への支援など、子育て環境整備に充てることが可能であると考えられます。平成 20 年度より、乳幼児医療費の無料化が就学前まで拡大や妊婦健康診査公費負担の拡充、新規事業として母子家庭等日常生活支援事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、産前産後生活支援事業、ブックスタート事業をおこなっております。

以上のことから、飯塚市公立保育所検討委員会としては平成 22 年 4 月から 1 園を民営化すべきであると提言されています。(3) 民営化対象保育所選定の視点及び結果として、昨年度は 10 項目を挙げていましたが、より多面的な観点で検討する必要があるため「改築時の仮園舎の必要性」「返還金の有無」「耐震診断の必要性」「立地条件等」の 4 項目を追加して検討が行われています。①過去の入所率の状況について。入所率が良いと民営化後も安定した保育所運営が継続でき、入所児童やその保護者への影響が少なく済むと考えられます。つまり入所児童が安定的に見込まれることが大きなポイントとなることから、この点についての検討が行われております。②建築時期とその後の大規模改修時期から見た老朽化の状況について。移譲を受けた保育所が、維持補修等の費用負担が大きくなる状況では、安定した保育所運営ができなると考えられるものです。③学校敷地との共用状況について。小学校の敷地を一部共用する形で設置されている保育所については、小学校と併せて施設のあり方を検討する必要があるためでございます。④地域子育て支援センターの設置状況について。現在、地域子育て支援センター併設している保育所につきましては、これを活用した子育て支援機能の充実が期待できるためでございます。⑤統廃合の計画について。民営化を考える前に、まず飯塚市全体の保育所設置状況を考えた上で、経営方法の見直しをする必要があるためでございます。⑥市全域における保育所の配置と地域性に対する配慮について。旧市町での保育所数にも配慮して、飯塚市全体の保育所配置についてバランスをとる必要があるためでございます。⑦土地の所有者の状況について。保育所敷地が借地ですと実際に民営化するとなると、借地契約の変更が必要となるなど、土地の所有者の意向を尊重することが必要であり、行政だけの考えで進めることができない事情があるためでございます。11 ページをお願いします。⑧移譲後 5 年以内の改築の必要性について。②と同様に、民営化を実施する前から改築が想定されるようでは、費用負担が安定的な保育実施を阻害すると考えられるためでございます。⑨駐車場や送迎スペースなど利用者の利便性について。駐車場や送迎スペースなどが確保できていて利用者の利便性が良いことが、すなわち児童の安全面で問題やトラブルがなく、地域からも受け入れられやすいということでございます。⑩屋外遊技場の状況について。全ての保育所は、国の定める最低基準を満たす屋外遊技場を持っていますが、より広い屋外スペースがある保育所は利用者にとって好ましい環境であるためでございます。⑪改築時の仮園舎の必要性について。改築時に仮園舎を作るスペースがあることは、別の場所に仮園舎を作る必要がないので、移譲を受けた事業者にとって有利であるためでございます。⑫施設設備整備費国県補助金返還金の有無について。有償譲渡で施設設備整備費国県補助金の返還金が発生すると有償する効果が半減するためでございます。⑬耐震診断の必要性について。耐震診断をする必要がある保育所ですと、移譲を受けた法人が費用を支払うことになるためでございます。⑭立地条件等について。環境面や交通アクセス等について総合的に判断するためでございます。これらの 14 項目の視点に基づき総合的に検討した結果、平成 22 年 4 月から飯塚東保育所を民営化すべきと考えます。なお、民営化の実施にあたっては、児童の保護者や地域住民に充分理解を得た上で進められますようお願いいたします。と提言されています。今後の検討につきましては、保育の質を高める観点から「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、各自治体においてもそのプログラムを策定することが望ましいとしています。平成 21 年度中に策定される予定の次世代育成支援対策行動計画の後期計画と合わせてこのアクションプログラムを策定するとともに、国・県・他市などの状況や幼稚園及び認定こども園の動向を踏まえて、今後の保育所・幼稚園・

認定こども園のあり方について明確にしていく必要があると提言されております。以上の提言を受けまして、飯塚市といたしましては、平成 22 年 4 月 1 日から飯塚東保育所を民営化することを決定しております。なお、今後のスケジュールにつきましては、お手元に配布しております資料のとおり、平成 21 年 1 月 1 日号の市報に保育所入所受付の案内記事を掲載予定ですが、併せて飯塚東保育所の民営化予定につきましても掲載を行いたいと考えております。これに伴いまして「飯塚市立保育所条例」の一部改正につきましても 12 月議会に上程させて頂きたいと考えております。民営化の作業につきましては、民営化実施に関する募集要項を平成 21 年 2 月に配布し、移譲する法人等の公募を平成 21 年 3 月に行ない、4 月から 5 月にかけて移譲先の決定を行いたいと考えております。また、引継ぎの期間も十分確保できるように平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月までの 6 ヶ月程度としたいと考えております。なお、民営化を進めることとなります飯塚東保育所の保護者のみなさんには、9 月 28 日（日曜日）の運動会終了後に概略の説明をさせて頂き、質疑等については、10 月 9 日（木曜日）に保育所において説明会をさせて頂きたいと考えております。地元説明会につきましては、10 月の中旬を予定しております。以上、少し長くなりましたが報告とさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 梶原委員

少し質問させていただきます。答申に当たってですが、平成 19 年の提案をされた中での進捗状況について一定の成果が上がっているというところですが、保育指導主管補の配置など一定の成果が上がっているというところですが、勉強不足で申し訳ないんですが、保育主導主管補という位置づけを説明していただけないでしょうか。

○ 保育課長

保育課の中では位置づけとしては課長補佐という位置づけになっています。各保育所長の指導を行っています。

○ 梶原委員

課長補佐ということですが、その主管補を置いただけで成果が上がったという具体的な例がありますか。

○ 保育課長

今まで、やはり各、旧飯塚、穂波、庄内、颯田、筑穂がありましたけど、保育は同じですけど保育の一日の流れ、内容、細かいことで色んな点で違いがありました、それで主管補を置くことで保育の一日の流れについて、どういうふうに 1 日の流れとするか、いろんな面で、今あげています食育を統一するとかいうことも全て主管補を置いた中で違いをまとめていくような形としています。

○ 梶原委員

保育指導主管補ですが、各保育所に全て配置されているんですか。

○ 保育課長

主管補については保育課に 1 名おりますが、こちらは所長経験者で所長の方から上がってきたということで各所長の指導に当たっています。

○ 梶原委員

その対応ですが、保護者と保育士との色んなトラブル等もあると思うんですが、そういうことに関してもその方が当たられるんですか。

○ 保育課長

今、現実どうなっているかといいますと。保護者の方とのトラブルについては所長の方に報告があります。それについてはそれが主管補にあがってきて、それと保育課長のほうにあがってきます。それで、これについて保護者の方にすぐ行かなくてはいけないときは私と主管補と

所長で保護者の方へ、いろんな説明などしたりすることがありますので、行っています。この三人で伺っている形です。

○ 梶原委員

そういう対応が出来るだけ早くしていかなければならない部分で、問題が大きくならないうちにやはり早急に働きかけをしていただかなければいけないと思っていますんですが、保育指導主管補の方が1名だけで全部の応援を対応できるのかと思うんですが、どうですか。

○ 保育課長

これは平成19年度までは設置しておらず、平成20年度から初めて設置したわけなんですけど、今の現状では、多ければ多いほどいいんでしょうけど、1名で各所長の相談に応じて私の方に上がってきますので、一緒に所長と主管補と私とで対応しています。今委員ご指摘の子どもたちに対する虐待とかそういう問題も色々上がってきています、それについてはすぐ所長の方から主管補、私の方に上がってきてすぐ対応する形をとっています。

○ 梶原委員

今後更なる充実を図る必要があると考えますということで答申が出ていますけど、その点について文章だけでは実際に成果が上がるような形でやっていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○ 楡井委員

答申書の中身について何点かおたずねします。その前に前回だったですかね、職員の年齢構成をお聞きしていましたが、その後、掌握されていればご報告願います。

○ 保育課長

職員が104名ということで、構成について把握しておりませんで申し訳ございませんでした。今、50代が55名、40代が29名、30代が19名、20代が1名となっています。合計104名です。

○ 楡井委員

これは正規の職員だけですかね。

○ 保育課長

そのとおりです。

○ 楡井委員

臨時職員はわかりませんか。

○ 保育課長

臨時職員の歳までは把握していません。

○ 楡井委員

それはまたいつの日かお願いします。

それでは答申書の中に入れていただきます。1ページで保育所の役割ということが述べられていて、7点項目が書いてあるんですが、保育園の主役であるべき幼児への配慮といいですか、項目が見当たらないといえますか、非常に少ない、障害児とか人権教育のこととか言う中には入るのかも知れませんが、いわゆる児童、幼児、保育園に通ってきている子どもさん達のことについての項目がこの保育所の役割の中には述べられていないような感じなんですが、その点はどうですか。

○ 保育課長

7項目のうち③ですね、障がいや、アレルギー等も含めた配慮が必要な児童への対応と充実した療育相談とありますけど、そのあとの12項目につきまして、これを受けた12項目でありますので、12項目については園児たちのことについて中心に記載してあるところです。

○ 楡井委員

そうすると、この12項目と7項目あわせて19項目ということになりますか、とにかく先

の答申の12項目がベースにあるということで理解しておきます。

次に職員の人事評価という問題が出てきています。これで平成18年から所長に対しては行ったと、平成20年からは全職員に対して行われているというように書いてあります。そこで評価するのは誰が評価するのか、どのような項目とするのか、その基準ですね、これを設けて実施してるんだろうと思いますけど、その基準がどうなっているのか。それと結果はどのように扱われるのか、どういう点に反映されるのか。それから人事評価の結果職員の中にどのような変化が生じているのかということなどについて、お知らせ願いたいと思います。この人事評価は臨時職員の方たちにも及ぶのかどうか。

○ 保育課長

人事評価については人事課がしています、人事評価制度について行っています。それでどのような項目ということですが、この項目につきましては、業務上の課題について、それと到達レベル、それに向かって方策という形になっています。結果をどう取り扱うかということですが、この制度は組織全体の目標が個人の目標、上司と部下の共同作業によって相互し、設定した目標を計画、実行、確認のマネジメントサイクルにそって実行することで組織の効率化、効果的運営を図ると共に、職員の能力開発を図るものです。それと、保育士におきましては、課長が評価を行い、所長については部長が評価します。臨時職員についてはこの制度はありません。それからどのような変化が生じているかですが、保育のモチベーションを、目標を立ててやりますので、保育のモチベーションが高まっている効果があります。

○ 楡井委員

常々上の方たちから自分の仕事ぶりを見られているというふうに意識しながら仕事をやるんじゃないかと思うんですね。そうすると、そういう意味でのプレッシャーが仕事の内容でもかかってくるというようなことにもなるんじゃないかというふうに思われるんですが、そういう心配といいますか、そういう面が仕事の上で現れるというようなことは、そういう危惧はありませんか。

○ 保育課長

議員のご指摘ですが、保育所はちょっと特殊なところでして、職員というよりも保護者の方の目が光っていますので、保護者の方が厳しいです。あの保育士は何をしているんだ、もう少し動きが悪いとか、そういうことの方がかえってありますので、私も出来る限り保育所の方には出向き色々な事情なんか聞きたいと思って行っていますが、私たちというよりも、モチベーションを高めるために目標を設定してやることについてはいいことじゃないかと考えています。それと一番いろいろな保育士、所長、主任、いろいろ話を聞きますけど、やはりお母さんがたからの色々な要望が多すぎるんじゃないかというくらい要望があがっていることもあります。

○ 楡井委員

保護者の方たちの鋭い目があるということですよ、当然そういうものはあるでしょう、しかしそれに併せて上司のほうからも睨まれてるということになると、ますます萎縮するんじゃないかなという感じもあるんですよ、ですから人事評価制度そのものが、これは一般の職員の方たちもあるんでしょうけど、これ何かマニュアルがあるといわれましたよね、項目とか何か書いてあるんでしょうけど、それは公表できるんですかね。

○ 保育課長

所管は人事課ですので公表については広く公表できると思いますが、人事課の方でないとはわかりません。

○ 楡井委員

人事課じゃないとわからないということですね、それでやはり今述べましたように、二重三重にですね、働く人たちにプレッシャーがかかってですね、後ほども出てきますけど、定年前

に相当の数の人が辞めているという指摘も書いてあるので、この取り扱いについて、またどこにどういうふうに反映させるのかということについては慎重にお願いしたいと思います。

それから、人事交流のことが3点目に書いてあります。この人事交流で平成19年には19%の人事異動を実施したと、保育士116人中22人ということが書いてあります。それから平成20年には28%の人たちが異動になっています。これ単純に計算していいのかわかりませんが、単純計算すれば2年間で47%の保育士さんが移動になってる状況なんですよ、この園の半数が異動になるということにもなるんですよ、ここにも主役である幼児への影響という記述が無いんですよ、これについてどんなふうに考えられてるのかですね、保育所間の連携活性化に繋がってるというふうにはあるんですけど、子どもさんたちの順応が大丈夫なのかというふうに心配になるわけです。その点についてはいかがでしょう。

○ 保育課長

先ほども答弁しましたが、臨時職員が正規職員を上回ってる状況で、この異動については正規職員のみでの異動ですので、全体的につきましては20%くらいの異動と考えています。議員ご指摘の、児童に対しての影響ですが、全体として20%のくらいの異動ですので影響はあっておりません。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:05

再開 11:15

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

先ほど人事交流の話で20%くらいの動きだから影響がないといわれましたけど、今年にしても去年にしても、去年が116人ですよ、分母が、今年が104人ですよ、分母が。実際に動いたのは51人動いてるわけですよ、そうすると116人を分母にすれば44%の人が動いたことになり、104人にすれば、ほぼ50%の人が動いたということになります。だから実質動いたのは20%くらいだという理論は成り立たないと思います。

○ 保育課長

今議員ご指摘ですが、臨時職員については動きませんので、正規職員が動いたということで、全体的に見れば20%ちょっとかなということで私は答弁したということでございます。

○ 楡井委員

正規職員の異動は私が指摘した数字ですね。しかし保育所全体を見れば課長が答弁した数字と、こういうことですね。わかりました。いずれにしても責任持ったところの人たちが半分動くわけだからですね、これはあまりおろそかにしてはいけない数字じゃないかなというふうに思いますので、その点だけ指摘しておきます。

子育て支援センターのことについて一言おたずねしておきます。福岡西区の小戸公園ですかね、それから千葉ですか、一週間くらいの間に非常に痛ましい事件が起こっています。そういう意味では地域の保育園とか幼稚園とかに参加されていない人たちの子育て、これを支援する支援センター、これが非常に充実しないといけないというふうに思います。それで、この文書の中にあります、家庭支援推進保育士の活動状況について、実態等についてもご報告願いたいと思いますし、子育て支援センターの利用状況、それから穎田には今年に新しく設置されましたけど、文書の中には新設のところにも設置するとあるようですが、そうすると穎田は2箇所になるのかどうかですね、3点お願いします。

○ 保育課長

まず家庭支援についてご説明します。家庭支援は保育課として3名います。活動内容については3名が各保育所を回っています、私も先日行きましたが、生まれてきてありがとうという

ことで、家庭支援が園児のお母さんに、園児が生まれたときにこういうことで生まれてあなたの名前をつけたのですよということですね、家庭支援がそこであなたの名前はこういうことで私たちが一所懸命考えてこういう名前をつけたとか、そういう生まれてきてありがたいということを中心にして活動をやっています。各15園回って活動している状況です。続きまして支援センターのことで、子育て支援センターの状況につきましては平成19年度で飯塚が6376名、穂波が8128名、筑穂が5008名、庄内が4822名、穎田につきましては平成20年5月からですので205名となっています。それと議員ご指摘の増築した穎田につきましては、新築した穎田保育の中に1ヶ所支援センターを置くことにしています。

○ 楡井委員

家庭支援推進保育士、これは今のお話ですと現在保育所に通っている人たちを対象にした活動をやっているわけですかね。

○ 保育課長

そのとおりです。現在保育所に通っている方と、それと家庭訪問をして保護者の方ともあってお話などをやっています。

○ 楡井委員

いずれにしても保育所に通っている人たちを対象にした活動ということでありますね。そうすると、保育所や幼稚園等に通っていない子どもさんたちをもった親御さんたちですね、そういう人たちを対象としていないということであれば、はじめに指摘しました痛ましい事件などに、小戸の方の話では子育てで悩んでいたというような報道もありますし、そういう人たちに手を差し伸べるという事業ではないということですね、ですからそういうところへも手を伸ばそうというのがこの子育て支援センターじゃないかと思うんですが、この支援センターは開いていますからおいでくださいという事業ですよ、そうするとそこに来れない人たちが相当にいるんじゃないか、孤立して悩んでいるというような方たちもおられるんじゃないかと思うんです。そういう方たちへのサポートというのは考えられませんか。

○ 保育課長

今議員ご指摘の点については保健センターや家庭児童相談員について行っています。それと、支援センターにつきましては各保育所内にありますけど、そういう事業を、議員がご心配の点の子どもさんの不安とか抱える方についてはインターネットなんか、うちのホームページに載せて支援センターについて掲載していますが、とにかく来ていただくような形で、私も穂波枝国の支援センターありますけど、そこに伺ったときも来られてるお母さん方が8人くらいいましたけど4名くらいが佐賀とか福岡から来た方で情報がわからないので支援センターで情報を得ているということでございました。

○ 楡井委員

いずれにしても充実していく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくご検討願いたいと思います。

9ページから10ページにかけて一言お願いします。民営化についての考え方が述べられていますが10ページの一番上の行に合併後2年連続で定年退職以外にも多くの保育士が退職されて云々と、正規と臨時のバランスを維持することは困難というふうになっています。先ほど年齢別の数字をお聞きしましたところ半数が50代ということで報告がありました。保育所の活性化ということで前の方に臨時の男の保育士さんを2人採用しているというようなこともありますけど、20代が1人という状況、30代あわせても20人というような保育士さんの状況で正規と臨時のバランスが崩れているというようなことが指摘されていますけど、保育士の新規採用というのは全然考えないのですか。

○ 保育課長

今の保育士の要望についてはしていますけど、こういう財政状況が厳しい中でございますの

で、そこはご理解してください。

○ 楡井委員

例えば今年10名なら10名採用するという枠がありますよね、これは一応厳しい財政状況の中での枠だと、市長が常々言われるように子どもが地域の宝とこういう状況であるなら、その10人の中の1人を保育士さんにしてほしいというような要望を担当課、部で、要望はしてるんだと思いますが、是非実現もしていただかなければ、いずれ全部民営化するんやから正規職員はいなくていいというような荒っぽい考え方はないとは思いますが、そういうこともちらちら考えなきゃいけないのかなというふうなことにもあると思うんですよ。そういう意味では市長も今日聞いておられるので是非そういう方向を検討もしていただいて、実現もしていただきたいと思いますので、部、課、そろって努力していただきたいと要望しておきます。

もう一つ、民営化選定の視点ということで14項目説明されました、この中で4点だけお聞きしておきます。一つは①に関してです、過去の入所率の状況ということで、今度は飯塚東保育所が選定されたようですが、ここの状況ですね。それから②建築時期とその後の大規模改修時期からみた老朽化の状況がこの東保育所はどうか。⑥全市域における保育所の配置と地域性に対する配慮ということで、今度東保育所を選んだ理由といいますかね。⑦の土地所有者の状況は先ほど説明がありましたけど飯塚東保育所はどうなっているのか、その点をお願いします。

○ 保育課長

①の過去の入所状況につきましては、平均過去3年間で、3月1日現在110%となっています。②ですが東保育所は昭和55年3月、28年経っています。大規模改修はやっていません。⑥につきましては半径2キロ以内に別の保育所があるということでございます。⑦の土地の所有者の状況につきましては、土地については飯塚市でございます。

○ 楡井委員

これまた数字上の問題で申し訳ないんですが、飯塚東保育所が3年間110%というふうに言われましたが、そういう答弁であれば平成20年度は90に対して84、平成18年は90に対して85、平成17年は90に対して88、平成16年は90に対して76、平成19年だけが90に対して98というような数字なっていますけど。今の答弁された数字は違うんじゃないですか。

○ 保育課長

4月1日時点と3月1日時点、3月1日時点になるとどうしても増えてきます。4月1日の児童よりも3月1日時点が、私先ほど答弁しましたのは過去3年間の3月1日時点で110%と、これが過去3年間の4月1日時点では99%となっています。0歳1歳児が入ってくるのでそういうふうに数字が上がっていくということでございます。

○ 楡井委員

私たちには資料はこれしかないんですよ、これでいろいろ考えているんですよ、今言われたような数字はごまかしですよ。それならそれでそういう資料をつけてもらっていないとかんのじゃないかと思うんですよ。そういう数字をごまかすようなやり方はやめていただきたい。これならこれで、私は4月1日に入所率を考えて質問をしているわけですからね、数字が違うと質問が成り立たないわけですよ。よろしくをお願いします。

この保育所運営検討委員会、これが今回非公開になったでしょ、これについて今後も非公開を続けていくのかどうかですね。一般質問でお聞きしたときにはこういう類の、こういう問題を検討する委員会は非公開になっていないんですよ、入札とかそういうものはなっていましたけど、ですからこの点、今後も続けていくならひと討議しないといかんとおもいますがどうですか。

○ 保育課長

今後、東保育所が民営化することが決まりましたが、あと法人を決定する審議過程については非公開とさせていただきますけど、その以外については公開とさせていただきたいと考えています。

○ 江口委員

今の話の部分です。法人選定以外は今後は全て公開ということによろしいですか。

○ 保育課長

そのとおりです。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「高齢者実態調査の結果について」報告を求めます。

○ 介護保険課長

高齢者の実態調査を実施しましたので、その結果について報告いたします。お手元に資料として飯塚市高齢者実態調査報告書を配付しております。この調査は平成 21 年度からの高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料を得るために、本年 6 月から 7 月にかけて実施したものです。3 ページをお願いします。2 の調査設計と回収結果ですが、対象者別に三種類の調査をいたしました。左から在宅要介護者の調査につきましては、調査対象者 1,792 人に対し有効回収数は 1,165 人で回収率は 65.0%となっています。次に施設要介護者調査につきましては、調査対象者 894 人に対し有効回収数は 786 人で回収率は 87.9%となっています。3 番目の高齢者調査（介護保険の認定を受けていない高齢者の方）につきましては、調査対象者 1,500 人に対し有効回収数は 1,103 人で回収率は 73.5%となっています。全体で 4,186 人の方にアンケート調査を行いまして、3,054 人、回収率 73.0%の回収結果となっています。7 ページから 13 ページにかけましては調査結果の概要です。主な傾向として、10 ページの「3. 介護保険制度について」ということで「(1)介護保険料と介護サービスにあり方」では在宅要介護者・介護保険の認定を受けていない高齢者では施設要介護者と比べ、「サービスの種類や量を抑えてでも保険料は低い方が良好」という人の割合がサービス重視派を上回っています。また、11 ページの「4. 介護希望について」は在宅要介護者・介護保険の認定を受けていない高齢者では、「自宅で家族介護」「自宅で家族介護と在宅サービス」そして「自宅で在宅サービス」の希望者が 6 割を超え、希望としては在宅志向が強いことがわかります。13 ページの「8. 高齢者保健福祉全般について」で行政が施策で力を入れることについての回答では、在宅要介護者・介護保険の認定を受けていない高齢者では「寝たきりや認知症にならないための介護予防対策を進める」が 1 位で、施設要介護者でも 2 位となっており、介護予防に関心の高いことが伺えます。17 ページ以降は調査対象者別の調査結果を掲載しておりますが説明については省略させていただきます。

なお、この実態調査は高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の方針になかでの反映、事業計画のサービス事業量の目標値の算定の参考などに活用する考えです。実態調査の結果及び過去 2 年間の介護サービスの実績等参考にしながら現在高齢社会対策推進協議会において計画策定の協議を進めております。今後のスケジュールにつきましては 12 月頃までに計画原案を策定し、パブリックコメントを実施しまして、2 月を目処に推進協議会から計画案の答申をいただきたいと考えております。以上で高齢者実態調査についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「老人福祉センター等の浴場利用時間の変更について」報告を求めます。

○ 高齢者支援課長

筑穂老人福祉センター及び穎田高齢者福祉センターの浴場利用時間の変更について、ご報告します。原油の高騰に伴い、筑穂老人福祉センター及び穎田高齢者福祉センターにつきましても指定管理者の社会福祉協議会から、浴場利用時間の短縮についての申し出がありました。指定管理者の社会福祉協議会では、利用者の高齢者の方のために努力されてきましたが、11月以降は、浴場利用時間の現状維持は困難と判断されました。両施設の浴場利用時間は、いずれも午前10時から午後4時までとなっております。利用者への影響が少ない午前10時から正午までの2時間を短縮し、当分の間、浴場利用時間を11月1日から正午から午後4時までに変更するものです。利用者への周知は、施設でのポスター等の掲示及び10月15日付で全戸回覧をいたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度 飯塚市立幼稚園園児募集について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

配付しております、平成21年度飯塚市立幼稚園園児募集要項に従いまして報告をさせていただきます。平成21年度の飯塚市立幼稚園園児募集につきましては、平成20年10月1日から10月20日までを募集期間とし、広報いづか10月号及びホームページに掲載する予定でございます。また、入園申込書につきましては、各幼稚園、学校教育課、本庁市民活動推進課及び各支所市民環境課に準備し、申込は幸袋幼稚園・庄内幼稚園・かいた幼稚園の各幼稚園及び学校教育課で受付をいたします。各幼稚園の募集人員は別表のとおりです。なお、申込者が募集人員を超えた場合は、優先者を除いた申込者全員による公開抽選を行う予定でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「事故米」の食用使用について」報告を求めます。

○ 学校給食課長

学校給食における事故米の食用使用問題について今までのご報告いたします。三笠フーズ等が工業用の「事故米」を不正に販売し、その事故米が食用として使用されていた問題について、現在までの学校給食における使用状況及び、その安全性等について調査し確認した内容等の経過を報告いたします。学校給食に使用する精米の100%及び米加工品の大半を購入している(財)福岡県学校給食会に対し、9月10日に確認を行ったところ、現在、緊急調査を実施しており、結果が判明しだい報告するとのことでした。その後、同会から報告書が9月12日に提出され、学校給食用の精米は、福岡県産自主流通米の新米を各地区のJAから購入し供給している。また、同会独自による玄米・精米の検定、残留農薬検査、重金属検査、DNA鑑定等の検定・検査を実施し、品質と内容を確認しており、「事故米」等が混入することはない。併せて、米を原料とする米加工食品の「白玉粉」、「餅類」、「味噌」、「酢」、その他取扱物資の原料米に関しても、その調達方法、入手ルート等を緊急に調査し、今回のような「事故米」等の使用は一切ないことを確認したとの報告を受けました。また、その他の食材納入業者についても同様に調査を行った結果、「事故米」が混入することはないことを確認しましたので、同日開催の教育委員会及び市内小中学校全校に対し報告いたしました。また、9月16日の農林水産省に

よる三笠フーズの流通ルート関係企業375社の公表を受け、飯塚市の学校給食における納入業者取引状況を再調査しましたところ、全業者とも取引がないことを確認しておりましたが、その後、国による他の事故米穀販売先の一斉点検によって、新たに3社の横流しが判明し公表されました。このため、その3社との取引状況について、同様に緊急調査を実施したところ、飯塚市の学校給食において、カビで汚染された事故米で製造されたでんぷんを、使用した可能性のある、五目厚焼玉子が提供されていたことが判明しました。これは、「島田化学工業」がカビで汚染された事故米を使用した可能性があるでんぷんを、「すぐる食品㈱」が原料として使用し製造した五目厚焼玉子が、平成16年9月21日に飯塚市の中学校用食材として納品されていたものです。この可能性のある五目厚焼玉子は、1箱500g入270箱の2160人分で、給食センター受配校の中学校給食として提供しておりました。また、すぐる食品㈱の報告によれば、安全性について①島田化学工業㈱は、米の水洗、遠心分離等によるでんぷん製造の過程で、カビが除去されるので安全性に問題はないと確認しているとコメントしている。②対象商品については、澱粉の配合率が1%と比較的少ない。③弊社としましては、従来より製造商品に関しての、抜き取り官能検査、細菌検査等の検査を実施し、問題は発生していない。④現在のところ健康被害の報告があっていない。等が明記してあります。なお、飯塚市教育委員会においても、平成16年9月21日の給食提供以降、健康被害の報告はなされておられません。また、現在流通されている商品については、農林水産省による調査点検がなされ、事故米の混入はないことが確認されています。以上、経過のご報告といたします。今後とも、「事故米」不正使用に対する調査を引き続き実施していくとともに、業者に対する指導の強化を徹底し、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

○ 委員長

引き続き関係課の状況についても報告願います。

○ 健康増進課長

市立病院につきましては事故米を販売していました三笠フーズ及び関連会社とは取引がございませんのでその旨報告いたします。

○ 高齢者支援課長

高齢者支援課及び社会障がい者福祉課で実施しています配食サービスについて、委託先である業者へ使用に係る調査依頼をいたしましたところ使用は無いとのことでした。

また、特別養護老人ホーム「筑穂桜の園」につきましても、指定管理者である社会福祉協議会から、すべて、地元の米を使用していると報告を受けています。

○ 保育課長

保育課としましても各保育所に連絡して調べましたが、事故米を使ったということはありませんでした。

○ 委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

いろんなところに食品が流れていってるというのが新聞報道であるんですが、学校給食に使われた食材、これは、飯塚の給食課が直接名前が出てきている会社と取引してるんですかね、それとも学校給食会を経由してきてるのか、その点どうですか。

○ 学校給食課長

今報告しました、島田化学工業がカビで汚染された事故米を使用した可能性があるでんぷんをすぐる食品が原料として使用し製造した五目厚焼き玉子につきましては、最終的には別の会社から市が納入しているところですが、これにつきましては学校給食会からの納入ではありません。

○ 楡井委員

飯塚市も新聞によれば、直方と同様に同じルートでという形になっていますので、そういう意味では飯塚市が直接すぐる食品ですかね、最終的には、筑紫フードサービスというんですか、ここが一番最終ですか、ここから直接飯塚市が購入してるというふうに思っているわけですね。

それでは今後これが、この会社との取引はどうされるおつもりですか。

○ 学校給食課長

筑紫フードサービスについては今後とも一納入業者として市は発注する予定にしています。

○ 楡井委員

健康被害は出ていないとか、調べた結果いろんな薬品は発見されていないというようなことは言われていますけど、学校給食戸国子供さんたちに対する給食というのは大変大事な事業ですよ、お母さん方もずいぶん心配されてると思うんですよ、新聞記事を読みますとね。これは取引業者として再検討する必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

○ 学校給食課長

既に名前が出ていますが、筑紫フードサービスにつきましては善意の第三者と考えていますのでこのまま継続して契約を続けていきたいと思っています。

○ 楡井委員

保護者の方々の不安は拭いきれないと思います。

心配ないと報告を受けてるといわれましたが、農林省も調べに行つて安全ですと言われてそのまま帰つてきて、今度の事件になったんじゃないんですかね、業者の人たちの報告を鵜呑みにするような状況でなくて、やはり流れを辿つていつて独自調査をしなければいけないんじゃないかと思うんです。調べるのはあなた任せでは、本当の意味の安心安全にはならないんじゃないかということを指摘しておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「業務用クリームパンダへのメラミン混入疑いについて」報告を求めます。

○ 高齢者支援課長

飯塚市立病院、特別養護老人ホーム「筑穂桜の園」及び筑穂保健福祉総合センターへの食材納入業者である「日清医療食品株式会社」から、取引先である「丸大食品」の「業務用クリームパンダ」購入し、8月12日(火)に飯塚市立病院で、入院患者48名に、同月18日(月)に筑穂桜の園の入所者27名及びショートステイ利用者2名に、筑穂保健福祉総合センターの生きがい活動通所支援事業(デイサービス)の利用者35名に提供したとの報告がありました。提供しました「業務用クリームパンダ」のメラミン検出の有無及び健康被害への影響等につきましては、日清医療食品株式会社の自主検査及び丸大食品の検査結果の発表を待つ状況であります。現在のところ体調不良などの健康被害を訴える方は幸いにおられません。また、日清医療食品株式会社から今後は、安全で安心な食事サービス体制を確立させるために、先ず、中国で最終加工された加工食品につきましては、原則使用を見合わせることにするとの報告があったことを報告いたします。

○ 委員長

引き続き関係課の状況についても報告願います。

○ 学校給食課長

学校給食におけるメラミン混入の可能性のある商品について、納入業者に対して22日月曜日に調査を行いました。その結果、全業者とも使用していないとの報告を受けています。また全業者とも今後も報道等に注視し調査を続行していくとの確認をしています。

○ 保育課長

保育課といたしましても「業務用クリームパンダ」の使用について各保育所に調べた結果使用していないということでございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市文化会館の指定管理者の選定について」報告を求めます。

○ 生涯学習課長

飯塚市文化会館の管理運営は、平成20年度は直営で行っておりますが、平成21年度からの飯塚市文化会館の指定管理者の選定については、飯塚市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第2条但し書きの規定に基づき、公募を行わずに指定管理者を導入するという方向を進めたいと考えています。なお、指定管理者の指定についての議案は、12月議会に提案させていただきたいと考えております。

今回、公募によらない非公募とする理由について簡単に説明させていただきます。その理由としましては、「民間企業に、芸術・文化の振興などについて強い目的意識をもって取り組んでいけるか」「文化関係者や嘉穂劇場を含む文化関係団体との連携が構築できるか」、などといった市民の不安があることや、文化関係団から指定管理者に関する意見書がだされるなど、民間事業者への指定管理者移行について、まだ、民間事業者受け入れの市民の理解及び機運が醸成されていないのではないかなどといったことから、公募による指定管理者の導入を見送り非公募とするものです。

ただし、現時点において公募をしないものであり、将来にわたって公募をしないことを意味するものではございません、文化振興に対する市民ニーズの変化や社会情勢の変化などを考慮し随時検討をしていきます。

指定管理候補者でございますが、これまで管理運営業務を行ってきた活動実績や能力、信頼性や安定性などを考慮し、公募によらず指定管理候補者を選定し、導入推進委員会の意見を聞いた上で、選定委員会に諮り答申を受けた後に12月議会に提案したいと考えています。

指定の期間でございますが、これにつきましても文化会館を管理運営するにあたっては、人材及び事務機器の確保が必要になりますが、有能な人材の確保や経費の削減ためには一定期間が必要なこと、市民ニーズにあった自主事業を展開するにあたっては、数年先を見据えて企画をしなければならないこと、併せて、市民の理解を得るための期間、人材確保、財政効果、経営の安定などを考慮したうえで指定の期間を定め、導入推進委員会の意見を聞き選定委員会に諮り答申を受けた後に12月議会に提案します。以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 12:01

再開 12:01

○ 副委員長

委員会を再開いたします。

○ 佐藤委員

今、非公募という方針が出されたんですが、前回直営の議案を出されたときに、次は公募で行うと明言されてきたわけですが、今までどんな形でどんな場面で市民のそういう声を聞き、この結論に至るまでどんなことを研究されたのか報告してください。

○ 生涯学習課長

意見としましては文化協会、文化振興審議会、自主事業企画懇話会などの関係者から意見を

お聞きしてそしてその文化関係者のほうから出されました不安といったものを解消するための方策について検討を加えてきています。これらにつきましては協定書に明記する以外に明確に担保する方法がないかということなどを検討してまいりました。

○ 佐藤委員

でもですね、前回に指定管理者導入で公募という形をとられたんですよ、その時点で方針をそこで決められてるんですから、文化団体とかそういう関係者には納得できるものを持っていないといけないんです。それを持っていなくて前回指定管理者に踏み切られたということでしょうか。

○ 生涯学習部長

前回ようするに指定管理者導入されたということでございますけど、それは時期尚早であったのかというようなご質問の内容ではなからうかと思いますが、ご承知のようにこの制度というのは平成15年の地方自治法の改正によりまして、多様化する住民のニーズによりまして効果的また効率的に対応するために民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考えに基づきましてこの制度が導入されたわけですが、このような主旨の下に先程質問者言われますように平成18年度それから19年度の2年間、公募によらず指定管理者が導入されたわけでございます。しかしながらこの制度導入にあたって時期尚早とはこの時点で既に導入されていますので、時期尚早とは考えておりませんが、ただし、この公募に当たっての市民の不安が大きかったという考え方に立っています。

○ 佐藤委員

だから、その指定管理者を導入するときにきちんとした理屈を持ってるわけでしょ。きちんとした考え方を持ってるわけでしょ。そしたらその関係者に納得できる、不安を取り除くすべは持ってるはずだったんじゃないですか、それも持っていなかったんですか。そういうことも認められるわけですね。そしてなおかつですよ、今言われた、関係者から色んな意見書が出されましたね、その後でもあなたたちは公募すると、委員会でも発言されてませんか。

○ 生涯学習部長

今までの答弁の中で21年度より指定管理者制度を導入するということは何度も繰り返し答弁をさせていただきました。その中で3月の議会におきまして「公募も視野に入れて検討します」というふうな答弁をさせていただいたのは事実です。そういう中で今後、先程課長の方が申しましたように文化関係者あるいは関係団体等の意見を聞く中でそれぞれ公募、公募によらない場合、そしてもう一点、直営となった場合、そういうものにつきまして内容的に総合的に一応検討した結果、先程言いますように指定管理者制度への意向につきまして市民理解が得られにくいという判断の結果、このようなことに、公募によらずというふうな提案をさせていただいていますので公募するといったことに対しまして、このように方向性が変わったことにつきましては大変申し訳なく思っております。

○ 佐藤委員

部長ね、今公募も視野に入れてということは言われてたかも分かりません。ただ、一年間は直営で行って、次には指定管理者を公募で導入しますといわれたことはないですか。

○ 生涯学習部長

公募しますと、ちょっと今質問者言われた内容につきましては、はっきりこの場では確認できませんのでご容赦お願いしたいと思います。

○ 佐藤委員

では、直営にしたときに公募するかせんか分からない、ただ色んな状況を考えてするといった態度だったんでしょうか。

○ 生涯学習部長

指定管理者導入ということにつきましては、これご承知のように、指定管理者あるいは直営

という2種類の方法があるわけでございますけども、制度を導入するにあたっては、これは公募かあるいは公募しない場合という2つの選択肢があるわけでございますので、一応その段階ではっきり公募しますと明言したかどうかというのは私もちょっと記憶にございませぬので、それについては回答をご容赦願いたいと思います。

○ 佐藤委員

そしたら私も議事録なりであなたたちの発言をきちんと調べて、まだ議案の提案ではないので次の機会に言いたいと思いますが、ただ、非公募という理由です、**「民間企業に、芸術・文化の振興などについて強い目的意識をもって取り組んでいけるか」「文化関係者や嘉徳劇場を含む文化関係団体との連携が構築できるか」というこの文言がですね、公募しないという理由にどうしてあたるんでしょうか、理解に苦しむんですが、私が理解できるように説明していただけませんか。**

あなたたちが言われたことでもんね、これ公募しなかったら、今言われた二つの点に合致するもんなんですか。公募しなかったら民間企業に、芸術・文化の振興などについて強い目的意識をもって取り組んでいけるんですか、文化関係者や嘉徳劇場を含む文化関係団体との連携が、公募しなかったらこれで出来るんですか。そう思っておられるならその内容を話してください。

○ 生涯学習課長

公募しなかったら出来るんですかというご質問ですが、今日ご承知のとおり市の文化行政施策につきましては市民との協働によりまして、地域的あるいは特殊性や歴史的な背景に着目いたしまして文化活動の振興を推進してきておりますので、市民等の協力が得られない状況の中では一応難しいという判断の中でこういう判断をいたしております。

○ 佐藤委員

逆に公募して競争させた団体の方が市民の理解を得られるんじゃないですか。そしたらあなたたちは、そこまで突っ込んで言いたくはないんですが、これを公募しないということは、公募しなくてどこかに指定管理者を任せるといふところですよ、そうすればこの不安は取り除ける団体なんですか、次に考えてあるのは、その出来る思いがあるんでしょうか。

○ 生涯学習課長

この方向の転換ということですが、指定管理者を導入するという方向性の中ではずっといつて来てまして、色んな意見を、文化関係団体からの意見を聞く中で、その不安解消をするための方法、いわゆる民間企業が指定管理者になるときのメリット、デメリット、それからそうでない現状のままでの、いわゆる直営でのメリット、デメリット、あるいはこれまで管理をしてきていました事業団でのメリット、デメリット、様々なケースを検討をしまいでしてまいっております。そういった中で、この非公募であっても何とかできる部分があるのではないかと、こういう方向性でいきたいということ考えております。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12 : 11

再開 13 : 02

委員会を再開いたします。

○ 佐藤委員

昼休みの間、少しずつ冷静になろうと考えたんですが、いくら考えても非公募とする理由2点が納得いきません。もう少し具体的に明確に答弁をお願いします。

○ 生涯学習課長

先程ご説明をいたしましたけど、いわゆる民間企業に民間企業に、芸術・文化の振興などに

ついて強い目的意識をもって取り組んでいけるか」あるいは「文化関係者や嘉穂劇場を含む文化関係団体との連携が構築できるか」といった市民の不安があること、それから文化関係団体から指定管理者に関する意見書が出されたこと、そういったこと、それから民間事業者への指定管理者移行について、まだ民間事業者受け入れの市民の理解及び機運が醸成されていないというようなことから、公募による指定管理者の導入を見送り、非公募としたということでございます。

○ 佐藤委員

だからですよ、非公募にしたらここの不安や住民の理解ですね、要は住民の不安と理解をしていないということから非公募にされるということなんですが、非公募にしたら住民の不安も解消し、住民も理解するのでしょうか。その具体的な例を示して教えていただけないでしょうか。

○ 生涯学習課長

これまで文化関係団体等との話をする中で指定管理者制度については既に平成18年から実施されており、そのことについての不満、不安といったものはございませんでしたが、いわゆる公募することによって民間企業が指定管理者になることへの不安というものが非常に大きいというふうに感じております。

○ 佐藤委員

そしたら直営でいいんじゃないでしょうか、文化事業団へ管理委託されてるそうなんですけど、非公募としてどういう形になるかわからないけど、指定管理者を導入されるわけですよ、その次に導入する名前も明かされていないですが、そこにすれば住民の理解がえられるという理由にはならないと思います。あなたたちは、執行部としては一度指定管理者を公募で選ばれてるんですよ、そのことも間違いだったときちゃんと認められての今の発言でしょうか。

○ 生涯学習課長

公募するということは、この地方自治法の一部改正、いわゆる指定管理者制度という制度をもってしても私は公募が原則であるというふうには考えています。従いまして昨年の公募で提案させていただいたことは、私は間違っていたとは思っていません。ただ今回こうしたことでいわゆる非公募という方向性でいかせていただきたいというような考え方を申し上げておりますのは、議会での否決を受けたということも重く受け止めておりますけど、さらに市民との文化関係団体との話をする中でいわゆる民間事業者が本当に地域の飯塚市の文化振興を真剣に熱い思いを持って実施してくれるのかと。自分たちがしている金にならない文化活動については切り捨てられるのではなかろうかという、そういった懸念を非常にされておりました。そういうことから私は指定管理者制度はいいけども、民間企業が本当に自分たちの文化振興活動を守ってくれるんだろうかという不安が非常に大きいと、で、そのことを解消するためには、指定管理者制度はいいけども、公募によって民間企業というのはまだそこまでの民間の文化関係者の方にその意識がまだ出来上がっていないというようなことを思いまして、感じたものですから今回非公募と。ですから、この非公募をこれからも将来にわたって公募をしないという考え方はございませんというようなことも先程ご説明をさせていただいたところでございます。

○ 佐藤委員

押しかけ問答になりつつあるんですが、でもあなた方は直営といわれたときに公募と、次は公募して指定管理者ということは公言されてないですか、もう一度おうかがいします。

○ 生涯学習課長

3月の特例条例を議案として提案させていただいた折に、次年度は公募を前提として準備を進めていきたいというふうに申しておりましたので、そのことについては3月以降7月くらいまではその方向では・・・

○ 佐藤委員

そうでしょ、公言してあるでしょ。そしたら住民の不安ということは、公言される前に聞いてあったんじゃないですか、執行部として。

○ 生涯学習課長

2月13日に意見書等を出されておりましたので、聞いてございます。

○ 佐藤委員

だからですよ、住民の不安は聞いてあったわけでしょ、その上で公募すると言っているんですよ。そしたら今までの間、その不安を解消するための動きをされていなかったということではないんでしょうか。

○ 生涯学習課長

そういう不安を聞きまして、その後ずっと検討をしまいいりまして6月5日の文化協会との話し合いを持ちまして、そこでその不安の解消をするための話をしてまいりましたけども、その不安の解消に至らなかったというようなことです。

○ 佐藤委員

あなたたちの努力が足りなかったということをお認めになるんですね、これは納得していませんよ、私は。あくまでも非公募にする理由が「民間企業に、芸術・文化の振興などについて強い目的意識をもって取り組んでいけるか」「文化関係者や嘉徳劇場を含む文化関係団体との連携が構築できるか」ということには私はあたらなと思いますし、非公募にしてこれが解消できるかといっても、出来ないと思っています。そうしたら非公募にする理由で、本会議でも話題になっていました4つの項目等がありますね、この場合はそのどれに該当するんですか。

○ 生涯学習課長

今出されています意見でございますが、これは否決の理由となっておりました地域の文化施設や文化団体との連携は出来るか、あるいは文化関係者の意見を聞いたのかといったなどのご意見に該当するかと思います。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:11

再開 13:15

委員会を再開します。

○ 佐藤委員

いままで、そういう関係者から事情を聞いて方針を転換したことやらがありますか、飯塚市で。

○ 生涯学習部長

一応私の今の範囲では思い当たりません。

○ 佐藤委員

今までないんですね、今までないのに、その方針転換させる理由にこの2点であなたたちは該当すると、そこまで強い声だったですか。そうしたら、その話し合いのときの内容と、議事録なりを提出してください。委員長取りはかりをお願いします。

○ 副委員長

執行部におたずねします、ただいま佐藤委員から要求のあっています資料については提出できますか。

○ 生涯学習部長

ご質問の件ですが、6月6日に文化協会と一応会議をもちまして、その折の会議録でしたらございますので提出させていただきたいと思います。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:18

再開 13:20

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま佐藤委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

○ 江口委員

今の資料要求に合わせてですね、先程言われた理由、そして今後のスケジュールに関する資料の提出を求めます。

○ 副委員長

執行部におたずねします、ただいま江口委員から要求のあっています資料については提出できますか。

暫時休憩いたします。

休憩 13:20

再開 13:22

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習課長

提出させていただきます。

○ 副委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

○ 佐藤委員

資料はまた後日で構いませんが、口頭で結構ですので、今提出できるといった資料、どここの場が用意できるのかどうか。例えば関係者団体の名前と、いつの会議ということだけ今確認しておきたいんです。そうしないと後でこれをする理由で膨大な資料を出されても困りますから、今の段階ではひとつだけといわれたので、その部分の確認をしたいのでお願いします。

○ 生涯学習課長

6月5日に文化連盟の会長以下3名、それから市の方は部長以下3名で協議をしています資料でございます。

○ 佐藤委員

資料として提出できるのがそれだけなんです。それイコール市民なんですか。だからこれ報告事項なんで他の人も質問するかも知れないので私はこの辺で終わりますけどあなたたちは市民といわれたんですよ、市民の声の不安の解消とか理解を得るためと言われたのが、その数人の意見だけで市民とされるのであれば納得できない。その都度聞いてきたのであれば、その声をきちんと具体的に示さないと納得できないですよ。この委員会はあなたたちが指定管理者を公募ということの議案を可決したんですよ、委員会として。そして委員でもあなたたちは次に直営ということで、次は公募しますと言ってきたんですよ。特に厚生文教委員会はそんな簡単な審査をしてないですよ、真摯に長時間かけてきちんとやってるわけですよ、それは市民の代表としてやってるわけですよ、その辺をおろそかにしてもらったら困る。市長、昨日立ち止まることも必要といわれました、でもね、正しいことはね、どんな風を押し切っても突き進まないといかんと私は思っています、その辺をお願いします。私は非公募ということ

には絶対納得しません。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:25

再開 13:25

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

非公募とする理由を聞かせていただきながら不思議に思ってたのは、慎重にしてくださいという請願で何名の署名が集まったと思いますか、あれはそのまま。今回お話を聞いたのは3名、何名。今日は報告事項ですが、12月の議会の提案までにはまだ間があります。それまでの間にきちんと市民の意見を聞く作業をやっていたらいいというのが1点。逆の意見もあると思うんですよ、市民の不安があるといわれましたけど、僕は逆じゃないかと思うんですよ。いろんな団体なりグループなりが応募してくる中でベストのところを選べる公募のほうがより望ましいという市民の意見は確実にあると思っています。私もそう思っています。そう思っているからたぶんされたんだと思います、だから後は選考過程をどうやってきちんとやっていくかということですよ。またその部分に関しても選考委員会の委員数を増やすなどの対応をされてるわけでしょ、12月議会への指定管理者の公募をしたときに間に合わない、これは現実です、であるならば今直営で1年ですよ、その直営を申し訳ないがあと3ヶ月延ばさせてくれ、6ヶ月延ばさせてくれ、公募の作業をきちんとやるからという部分もやれるわけですよ、きちんとその部分も含めて考えていただかないと困るわけです。ある意味、私たちは市民の代表ですよ、市民の代表の議会としては、私は公募をすべきだと思っています。その意見もきちんと聞いた上で判断をしていただきたいと思います。そう思います。

○ 教育長

今のは質問ではなかったかもしれませんが、私の方で今回公募しない方向を出したことについて若干思っていることを述べさせていただきたいと思っています。先程から言われていますように、昨年の12月に公募ということで議案を提案させていただきました。あの時点では最高に最高のベターな方法だということで、提案をさせてもらっています。ただ、それで厚生文教委員会の中では可決していただいて非常に感謝していたわけですが、最終的に本議会の中で否決をされたということはやはり私たちは提案した側として非常にこの結果を重く捉えなければならぬというふうに思っています。3月の時点では1年間の特例ということで特例をお願いして条例を通してもらったわけですが、正直言って先程から色々意見が出ていましたようにその時点でもやはり1年後は公募ということが、頭から正直言って離れ切れなかったというのは正直な気持ちです。やはりその中で言われた否決の理由というのが、そのことをしっかり踏まえておかなければまた公募の段階で2度とそういうことがあってはいけないということがありまして、私は私なりにいくつかの否定された理由を整理してみました。例えば前からずっと言っていることと同じことになる分もあるかと思いますが、文化団体とかいろんな文化施設との連携がやはり不十分だったということも上げられたと思いますし、地元企業の育成であるとか、地元雇用の問題であるとかそういうことに伴う地域の活性化、そういう面がやはり曖昧だったのかなと思う点もございました。営利の追求ということもかなり出されました。儲けるということについての説明不足があったのかなというふうに思ったりもしました。私自身は儲けるということは人が動くことと思ってましたし、人が動けばまちの活性化にも繋がってくるという単純な思いかも分かりませんが、簡単に言えばそういうふうなことも思っておりました。それから、これは民間がもつサービスのノウハウといいますか、そういうところを十分理解させきれていなかったということもありました。それから行財政改革の推進という視点がやは

り、その点での押しが足りなかったのかなという点も反省していますし、もうひとつは教育文化振興事業団の育成ということについても、この委員会でも言及されましたけど、そういう意味での不足があったのかなということ否決された理由の項目として考えていたところです。その後、文化団体との話し合い等ももたせていただきながら、市民の意見をどれだけ聞いたかという話で言われましたらまだまだ不十分な面があるかも分かりませんが、私自身は色々手をこまねいて、私自身も色々聞いてみましてけどやはり先程から言いました否決の理由が払拭されるころまではいっていないという現状がある中で、再度否決と言うことはさせたくないという思いが強くございまして、今回公募しないという選択肢をとりましたが、一番最初に佐藤委員長のほうから言われましたように、公募しなかったら出来るのか、したら出来るのかという判断についてですが、私は公募してもしなくてもとにかくやらないかんことはやらないかんわけでございますので、公募しないという選択肢を採って指定管理をお願いした場合でも今まで理由としてあげたようなことが出来る方向に進むという方向が私自身に無かったら、この提案は出来ないというふうに思っておりましたんで気持ちの中ではこれから先、非公募であっても今までいろいろ理由としてあげたものが解消できる方向を見つけ出していくという方向で望みたいというふうな気持ちを持っております。そういう思いは是非受け止めていただきたいなと思います。

○ 江口委員

私が言ったのは、今までに市民の声を聞いたのは、文化協会、文化連盟ですかね、文化振興審議会、自主文化事業企画懇話会の3団体なわけでしょう、3団体1回ずつか2回ずつかわかりませんが、記録があるのはこのひとつだけでしょう。そうではなくて12月まではまだ間があると、本当にこのままいくのかどうなのか、正しいかどうか、市民の意見をちゃんと聞く機会を作って、それこそ方針を転換することも考えていただきたいんですが、どうですかといってるんです。どうですか。

○ 生涯学習部長

今後12月までの間に、いわゆる市民の意見を聞いたらどうかと、その後にまた方向転換もありうるんじゃないかという主旨の質問ではないかと思っています。一応先ほど言いましたように、それぞれ文化関係団体等、また今後、社会教育委員会等々の意見は十分に聞かせていただきたいと思っています。また、アンケート等につきましても文化関係団体あるいは市民等につきましても出来る範囲の、短期間でございますが、出来る範囲の努力はさせていただきたいと思っていますので、よろしくご理解の程お願いします。

○ 江口委員

是非その機会で開催でやっていただきたいわけです。どっか会場を借りて、来年から指定管理者どうしたらいいんだろう、コスモスコモンどうしたらいいんだろう、市としては非公募でやりたいと思ってるんだが、これこれこういうことが不安なので非公募でやりたいと思ってるんだがどうだろうか、どうしたら一番いいんだろうかという部分を公開の上でやっていただきたい。日にち決めて、市報に載せて、やりますよ、意見聞かせてください、誰でもいいから来てください、私たちもその場に行ってお話を聞かせていただきたいと思うんですが、どうですか。

○ 生涯学習部長

公開の場と言われますけど、一応今後の12月の議会に、一応議案として提案をさせていただくということを考えましたときに、ちょっとスケジュール的には難しいのではなかろうかと思っておりますので、出来るだけ多くの方にそこら辺りは意見として聞かせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いたします。

○ 江口委員

今は9月です、10月11月とあります、帰られて日程いつにしようか、10月の真ん中、

後半ではどうか、11月の頭ではどうか、会場ありますよね、それこそコスモスコモンでやったらいいじゃないですか、日程空いてる日を押えて、市報に載せて、市報に載せるのが無理だったらマスコミ各社の協力を得て市民の皆様是非来てください、そしてどうしたらいいか一緒にお話をしてください、お聞かせください、全然間に合いますよ。どうですか、やっていただけませんか。

○ 生涯学習部長

今後の日程ですが、確かに議案としては12月に提案をさせていただきます。しかしながらその前段として導入委員会、あるいは選定委員会等におきましてそこら辺りの判断を仰ぐ部分もごございますので、そういう面からしてスケジュール的には難しいと申しあげておりますのでご理解をお願いします。

○ 江口委員

そういったことをやることで時期がずれることに関しては市民の皆さんは反対をしないと思います。それこそ逆に不透明な形で、こんな形で方針が変わることの方が市民の皆さん方不安に思うと思います。すぐやりたいのであれば、もう市報も間に合わないから、今記者クラブの方々にいついつやりたい、10月の一週目にやりたい、2週目にやりたい、申し訳ないが協力をしてくれ、町内会に刷って回してもいいじゃないですか、間に合いますよね。できると思いますよ、どうですか。

○ 生涯学習部長

確かにこの場におきましては文化会館の取り扱いについて一応そういう形でしたらどうかということですが、しかしながら本市におきましては公の施設、このほか沢山ございますのでそういう部分についての論議も当然出て参りますのでこれにつきましては先ほど言いましたようにご勘弁願いたいと思います。

○ 江口委員

このコスモスコモンを非公募にするということは、本会議でも同僚議員が言われてましたよね、飯塚市の指定管理者制度の根幹を揺るがすものですよ。だからこそ、原則として公募だし、そうやって来られてきたわけでしょ。そこを揺るがすものだからこそ、市民の意見をきちんと聞く作業が必要なんじゃないですか。

○ 教育長

言われるとおり、指定管理を公募にしないということは確かに指定管理者制度そのもののあり方を揺るがすものであるということは十分認識しています。であるがゆえに、であるがゆえに、今考えなくてはいけないのは、文化会館が本当に市民のために文化振興の拠点施設として活動するかどうか、そのことが問われているんだというふうに思っています。公募であれ、非公募であれとにかくやはり今の文化会館がこのままでいいのかということが問われていると思うし、そのことをしっかり踏まえた中で、いわゆる私たちが今回については非常に、公募ということでやって否決されたという重さを考えながら、やはり文化会館を何とかしなければいけないということで非公募の方向で再度文化会館の立て直しを考えたいという気持ちで望んでおりますので、まずはとにかく文化会館をどうするか、どうしなければならないのか、そのことがベースに無くちゃいけないというふうに思っています。そういう意味で、ちょっと今の段階で具体的なことが言えないところがあって非常に話をしながらつらいところもあるんですが、とにかくそういう方向性をきちっと打ち出して、12月の議会に提案をしたいという思いでおりますのでご理解をいただきたいというふうに思っています。

○ 江口委員

全くご理解が出来ないわけであります。是非ですね、12月まで努力をしていただきたいと思っています。

○ 八児委員

私も去年の12月議会で賛成、指定管理者制度にですね、やはりやっぱしやっていくべきではないかという議論の中で最終的にはやはり飯塚文化振興事業団がどういうものであるかということに対してしっかり聞かせていただいてその中でやはり指定管理者導入という形が、やはり今の時期、やはりあるべき姿ではないかということで私どもは賛成してきたわけです。この話を聞きよると逆行しよるんですよ、これがですよ指定管理者を公募によらずやるということは、また戻すんじゃないですか、どうなんですか、そこらへんどういう考えでおられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 生涯学習課長

先ほども申しましたように現時点において非公募という選択肢をさせていただいていますけれども、これは将来にわたって公募をしないということではございませんので、そこら辺りはご理解をいただきたいと思います。

○ 八児委員

あのですね、正直言って去年はなんだったのかと私は言いたいです。あなた方の姿勢、一貫性がない。これは誰が見てもそうじゃないですか、本当に私はあれだけ議論をしてですよ、本当に頭を悩ませて、我々一懸命考えたんですよ、これはいかんぢやないかと、指定管理者いかにと、まだ早いと、我々一懸命考えてきて、去年考えたんですよ、それをひっくり返すだけのものを本当に作ってきてやってきたんです。まあ、たまたま本会議場ではひっくり返されましたけれども、そういう思いがあって、我々は本当に飯塚市の姿勢が本当に変わってきたなど、そのように思っておったんです。それでなおかつ今年だけは直轄でやるけれども次は公募してしっかりとまた指定管理者をやるというふうなことを我々は望んでおって、またそのようになると思っておったんです。これだったら、確かに言われることはわかります、本当に色々な悩みがあって、ご苦労があってこういう形になったと思う、しかし本当に1ヶ月間くらいですけど、それはそれは委員若しくは議員は全部どのようにやったほうがいいのかという話はしっかりやってきたんです。また極端な話、一般質問の中でもこれだけ沢山の人が一般質問をやってきました、おまけに実は今日の新聞には載ってるんですね、委員会重視はありがたい話であったけれども結局公表されてるんですよ。本当に私は一貫性が無いし、どこに市民を思って飯塚の文化をどのようにやっていくかということ、どこでどの辺で考えておられるのか疑いがつきません。しっかり今後もこれについては我々は考えていきますけれども、このままでは納得できないところは沢山ありますのでそういう思いでおります。以上です。

○ 田中博文委員

この選定方法を決定されたのはいつでしょうか。今日、報告があっっていますけど、いつ決定されたのかそれを教えてください。

○ 生涯学習課長

ここへ至るまでには4月以降いろいろ内部でも協議をしましてまいりまして最終的にはいわゆるどうすればうまく運営できるのかといったことの検討を教育委員会内部で7月22日に会議をしましてそこで打ち合わせをしまして一定の方向性を出しまして、その後、市長部局と数度にわたり協議しまして9月に入って最終的にこの方向性に決めたものでございます。

○ 田中博文委員

その選定の中で、その選定でいくかという当然、教育委員会、担当部署、生涯学習課と執行部のほうで誰一人公募でやろうという方居らなかった。おたずねいたします。

○ 生涯学習課長

この方向性を決めるにあたりましてはいわゆる3月議会のときにも公募を前提としてということでもしておりましたので、いわゆる公募を前提としての準備を進めてまいりましたけれども、先ほどから申しておりますように、文化関係者の意見等々を聞いていく中で、その方向性について、いわゆる市民の、あるいは文化関係者の不安を解消していく方策としては公募では難し

いのではないかと。ですから当初は公募という前提で進んでおりましたけども、市民の、文化関係者の意見を聞く中でこの不安を解消するためには公募以外の方法でないといけないのではないかというような結論を、教育委員会内部としての方向性を7月に決めたところでございます。そういうことで検討する段階ではまずは公募と、で、公募以外の方法をということで検討を重ねてきて今日の方向性を示させていただいたというようなことでございます。

○ 田中博文委員

昨年12月に議会で否決になって、そして1年間直営になって、そして先ほど本会議中でもスケジュール的なことを言われていましたけど、公募になると6月の議会から12月の7ヶ月がいるという形で、公募も考えた中で選定をどうするかという形でこの委員会もずっと説明をされてこられました。もし公募がそこでだめだと言うんだったら6月の段階でそれなりの方向性なりを厚文の委員会報告なりされるべきと思うんですが、それが何で今日になったのかがよく分からない。そういうことを執行部が言われてきたんですから。言うように、公募で最初は動いてたと、で、市民のそういう団体の中で話し合った結果、教育委員会の中でまた変わったということと理解していいんですかね。それとも公募としてやろうという姿勢の中でそういう意見があったけども、じゃあ公募をすることによってよい面、悪い面をもう少しそのところで説明なり話し合いが詰められなかったのか、この資料を見る限りではそんなに詰められていないような気がしますし、現段階で選定を非公募でやると、どこか決めてあるんですかね。それをどこに決めるかというのは非常に難しいと思うんですが導入推進委員会でいろんなところを聞いて回るんですかね、その非公募でいく、ひとつに決めるのに。それともう一つ選定委員が5名から10名になっていますけど、この10名の方々の役割とはどういう形になるんでしょうか、そこを含めておたずねします。

○ 生涯学習部長

今後の導入のスケジュール等にも関係してくるわけですが、先ず導入委員会、これは庁舎内、内部的に既に職員で組織しています導入委員会の中でいわゆる候補と、候補となるべき者を事業所なり団体等について、そこで提案をしてくるわけでありまして。その中で色んな審査を受けまして一応私どもの方向は、一応公募しないという方向で出していますので、その中で提案をさせていただいて内容的なものをそこで審査していただきます。その後選定委員会というのがございまして、先ほど質問者言われますように本年3月に委員の人数が5名から10名に一応増員になっています。その中でこの私どもが提案した事業内容について審査をしていただくと、その結果を受けまして私どもとして、その答申を受けて12月議会に提案をさせていただくというような今後のスケジュールとなっています。

○ 田中博文委員

審査を受けてある程度点数なんかはわかりませんが、それに満たない場合はどうされるんですかね、また探すんですかね。既にこの段階で決めてあって話してあるのか、今から決めますという段階なのか、どちらでしょうか。

○ 生涯学習課長

非公募という時点で一応前提として考えているところはございます。しかし今質問委員も言われましたように選定委員会で最終的に、そこに答申をしますので、その結果を受けて初めて指定管理候補者となれるわけでございますので、一応事務局としては考えているところはございます。

○ 生涯学習部長

当然のことながら選定委員会におきましては点数等がつけられますので、極端に言えばその点数に満たない場合は、じゃあそれを議案としてあげるのかというときには当然そういうことはまずあり得ないと思っています。そのときには当然議案として提案できませんので、その後につきましては3月いっぱいございますけども、その間に私どもとして十分な市民に迷惑をか

けないように対応してまいりたいと思っています。

○ 田中博文委員

先ほどのやり取りを聞けば絶対間違いありませんという答えが返ってくるのかと思いましたが、まだそのところは不安材料があるみたいですが、そういう市民団体と話をされてそういった不安材料を、要するに非公募でさせますよという所の、執行部が思っている団体がちゃんとしていけば別に公募してもびくともしないのではないかと、大丈夫なんではないかと、僕は個人的には思います。だからそういった条件をのんできちんとこういうものをクリアできますかということ公募していただければそれにそぐわないところは省いていかれるんですから、だから今話を聞かれて1年間じっくり検討されたことを思っているものであったら、別に非公募でなくても公募でもそこはやっていける自身があるんだと思っています。もうこれ以上は言いませんが、なんとなくそのところは何度も言われるように、民間にやっていただくとは非常に不安があると市民の方が言われていることに乗じての今のやり方ですから、本来の指定管理者制度主旨からは本当に大きく外れることですよ。指定管理を外しますというのであれば話は通りますが、それでも指定管理といわれますので、矛盾した考えなり、根本的な考えの違いがありますので、なかなか部長たちも担当部署と執行部の考えが、たぶん違いがあったのではないかと思います。誰一人公募でやろうという方がいないというのが僕は不思議でならないと個人的に思っています。本当にまだ時間がありますので、そのところ変更はきくかきかないかわかりませんが、十分そこを考えていただいて12月に出していただきたいと思っています。以上です。

○ 楡井委員

一般質問から今日の委員会にかけて、この問題で相当に議論になっていますよね。これだけこの問題が討議されるという意味を、なぜかなと思うんですよ。その場合文化会館の位置づけといいますか、これが根っこにあるのではないかとこのように思うんです。公施設の検討委員会等でいろいろ審議されて、その施設の一つに数えられてるんじゃないかと思うんですけど、やはり文化会館はそういうものではないということ強く私は思うわけです。ですからこの際、先ほど江口委員も言われていたようにはたしてこれが指定管理者でいいのかどうかというところから、やはり市民的な論議の場を広げていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。指定管理者がいい、指定管理者がいいというのは皆さん方の発想は財政的な側面が非常に強いというところから出発してるんじゃないかと思うんです。この点この指定管理者制度導入については私の立場は反対してきましたが、この際これだけ問題になってる文化会館については指定管理者制度ではたしていいのかどうか、お金の問題だけでいいのかどうか、その辺からもう一度考え直す必要があるんじゃないかと、強く昨日から今日にかけていろんな意見も聞きながら、そういうところになるんじゃないかなと思って聞いてきたんですけど、是非その点も一考していただければなというふうに思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。